

第1章 計画の基本的事項

この章では、計画策定の背景、計画の位置づけや期間といった、城陽市環境基本計画の全体に関わる基本的な事項を示しました。

1. 計画策定の背景

城陽市は京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然、温暖な気候に恵まれた地として、古くから人々が暮らしていました。先人たちは、その豊かな恵みを生かし、多様な城陽の歴史と文化を培ってきました。

しかし、昭和30年代後半からの高度経済成長の時期に入ると、京都・大阪都市圏のベッドタウンとして急激な人口増と都市化が進み、宅地開発による農地や丘陵地の森林の減少、生活排水等による河川の水質悪化、ごみの排出量の増加、自動車交通による騒音・振動の発生や交通事故の多発など、全国と同様の環境問題が認められるようになってきました。

特にこの時期に拡大した山砂利採取地の総面積は、市面積の約13%を占めており、城陽市のまちづくりや環境の将来にとって大きな課題となっています。

一方、科学技術の進歩や社会経済活動の発展により、私たちの生活は物質的に豊かで便利なものとなりましたが、この背景となる大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした社会経済システムは、市域の環境だけでなく、地球規模の環境にまで大きな影響を与え、その結果として地球温暖化現象、酸性雨、オゾン層の破壊、生物多様性の減少、森林の減少などの問題を引き起こしています。

今、私たちは、このことを再認識するとともに、私たちの生活を見つめ直し、広く現代の人々が環境の恵みを受けることができるように良好な環境を保全するとともに、次の世代にこれを継承していかなければなりません。

このような背景のもと、市では平成14年4月に「城陽市環境基本条例」を施行しました。この条例では、市・市民・市民団体・事業者が協力・協働して環境への負荷の少ない、自然と人との共生を基本とする循環型社会の構築を目指しています。

そして、この条例の理念を具体化し、良好な環境の再生、保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「城陽市環境基本計画」を策定することとなりました。

2. 計画の目的

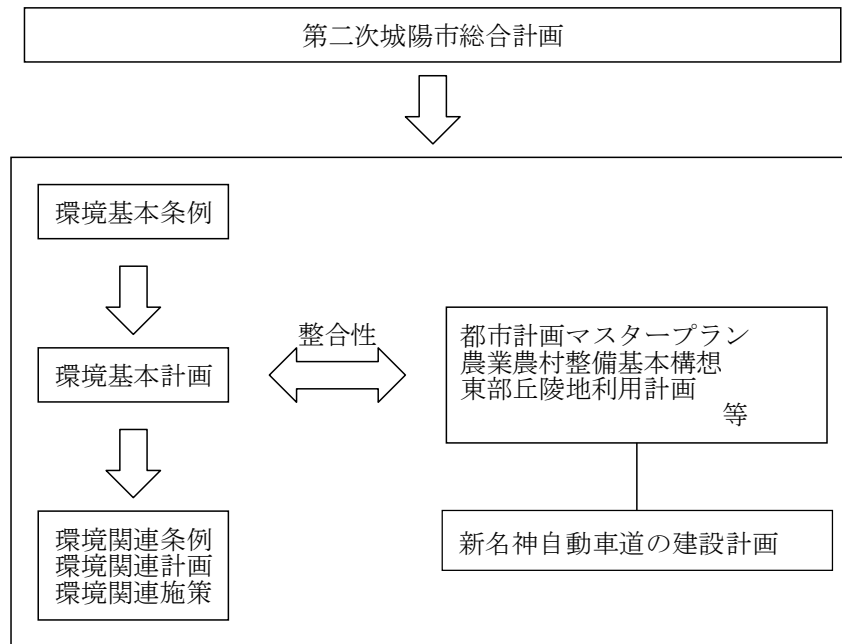
この計画は、城陽市の良好な環境を再生、保全及び創造するための施策を、総合的かつ計画的に推進していくため、

- ①良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱を定める
- ②市・市民・市民団体及び事業者が取り組むべき事項を明らかにすることを目的としています。



3. 計画の位置づけ

この計画は、「城陽市環境基本条例」で示されている「現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境」を確保するためのものとして、「第二次城陽市総合計画」はもとより、それに基づく「都市計画マスタープラン」「農業農村整備基本構想」「東部丘陵土地利用計画」などの土地利用に関する計画、および「新名神自動車道」の建設計画との整合性を図りつつ、各種環境施策の上位計画として位置付けるものとします。



市は、環境に関わる個別計画や各種施策の策定及び実施にあたっては、本計画を基本的な事業指針として活用します。また本計画は、市民・市民団体・事業者が、よりよい環境づくりに向けた活動を行う際の指針ともなるものです。

4. 計画の期間

環境基本計画は、平成 15（2003）年度を初年次とし、15 年後の平成 29（2017）年度を目標年次とします。ただし、自然環境の再生や創造など長期的な観点を要する事項もあることから、21 世紀の半ばを展望できるような目標と施策の方向を定めていきます。

また、社会情勢の変化や、科学技術の進歩等によって計画の見直しが必要となったときには、随時見直しを図ります。

なお、この計画における現況データは、平成 13 年度までに整理された資料をもとに作成しています。

5. 計画の対象地域

城陽市全域（32.75km²）を対象地域とします。そして、それぞれの地域特性を踏まえた上で計画を策定していきます。

また、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国、京都府及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めます。

6. 対象とする環境の要素

生活環境から地球環境まで、環境はさまざまな要素や規模でとらえることができます。したがって、環境基本計画で対象とする「環境施策の範囲」を、あらかじめ整理しておく必要があります。

ここでは、環境基本条例第9条に基づき、「生活」「自然」「快適」「循環」「参加」「地球環境」を柱に、次に示す項目について現状の把握をおこない、課題点などを整理した後、目標や施策などを講じています。

- 【生活】・・・水質、その他公害、安心して暮らせる環境
- 【自然】・・・動植物、水環境、農地・農業、東部丘陵地
- 【快適】・・・交通・道路、緑化・自然とのふれあい、歴史文化、景観
- 【循環】・・・廃棄物、省エネルギー、水循環
- 【参加】・・・全員参加、環境に配慮した社会のしくみ、環境教育
- 【地球環境】・・・地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨



7. 各主体の役割と責務

より良い環境を守り、育て、創造していくためには、市・市民・市民団体・事業者の各主体がパートナーシップの理念に基づき、協力・協働して、より良い環境づくりを進めていく必要があります。市が行う施策のほかにも、地域住民の日常生活や市民団体の活動、事業者の事業活動などで、環境に配慮した行動が展開されることが必要です。

また、旅行者や本市に通勤・通学する人についても、環境問題の当事者として、良好な環境の保全等に協力を求めることとします。

◆市の責務

市は、今後の各種施策の展開にあたって、「城陽市環境基本条例」の基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的・総合的な施策を策定し、率先して実施します。また、環境に影響を及ぼすと考えられる施策については良好な環境の保全等について配慮し、これらの施策の策定及び実施に関する必要な情報を公開、提供するように努めます。

◆市民の責務

市民は、日常生活や地域活動などを通して、環境負荷の低減とより良い環境づくりに積極的に取り組みます。

◆市民団体の責務

市民団体は、各団体の多様な活動を通して、環境負荷の低減とより良い環境づくりに積極的に取り組みます。さらに、より良い環境づくりを進めるために、市民への情報提供や、市民参加の促進及び学習機会の提供に努めます。

◆事業者の責務

事業者は、事業活動によって良好な環境を阻害することのないように、自らの責任によって必要な措置を講じるとともに、事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合には、それらが適正に処理されるように必要な措置を講じます。

また、事業活動や地域活動を通して、環境負荷の低減とよりよい環境づくりに積極的に取り組み、環境マネジメントシステムの構築に努めます。

8. 城陽市環境基本計画の構成

第1章 計画の基本的事項

この章では、計画策定の背景、計画の位置づけや期間といった、城陽市環境基本計画の全体に関わる基本的な事項を示しました。

第2章 城陽市の環境の現況と課題

この章では城陽市における環境の現況を「生活」「自然」「快適」「循環」「参加」「地球環境」の項目別にまとめ、今後取り組むべき課題を整理しました。

第3章 環境ビジョンと目標

この章では、城陽市の望ましい環境像を掲げ、計画の5つの基本理念と、長期的な目標として「生活」「自然」「快適」「循環」「参加」「地球環境」の環境ビジョンを設定しました。そして、その実現を目指した18の基本目標を、環境に関する課題を踏まえて設定しています。

第4章 目標達成のための取り組み

この章では、各基本目標を達成するための取り組みの基本的な考え方と、平成15(2003)年度から目標年次である平成29(2017)年度までに市・市民・市民団体・事業者が取り組むべき内容を示しています。

また、計画の進捗状況を把握する際の尺度となる「環境指標」や「目標値」及び「重点的取組項目」について記載しています。

第5章 地域別環境配慮指針

この章では、市域を7つの地域に分割し、地域別に環境の現況と課題、将来のより良い環境づくりのための配慮指針を示します。地域環境マップも記載しました。

第6章 計画の推進に向けて

この章では、計画を推進していくための体制について、基本的な考え方を示します。また、目標の達成に向けて計画の進捗状況を管理する方法についても、合わせて示します。

資料編

